

次 発 人 第 189 号
37. 11. 1
一部改正 次 発 人 1 第 49号
38. 3. 22
次 発 人 1 第 130号
38. 9. 2
人 3 第 725 号
42. 12. 27
防 人 1 第 6106号
47. 12. 25
人 3 第 822 号
61. 2. 19
人 1 第 1308 号
6. 3. 14
防 人 2 第 1749号
10. 3. 25
人 1 第 71 号
13. 1. 6
防 人 2 第 2654号
14. 3. 27
防 人 2 第 7336号
14. 8. 28
人 1 第 2492 号
17. 3. 30
防 人 計 第 11495号
18. 12. 25
防 人 計 第 84 号
19. 1. 5
防 人 計 第 8444号
19. 8. 31
防 人 計 第 8493号
22. 6. 30
防 人 計 第 4196号
23. 4. 1
防 人 計 第 15832号
25. 12. 2
防 人 計 第 7880号
26. 5. 30
防 官 文 (事) 第 18号
27. 10. 1
防 官 文 (事) 第 96号
28. 3. 28

官房長
各幕僚長
統合幕僚会議事務局長
統合幕僚学校 殿

各附属機関の長
防衛施設庁長官

防衛事務次官

隊員の人事発令の書式

隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第66号）第20条の規定に基づき、隊員の人事発令の書式が下記のように定められたので、命により通知する。

記

第1 辞令書の様式

隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令第16条及び第17条の規定により隊員（予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補を除く。以下同じ。）に交付する辞令書の様式は、別記第1、予備自衛官に交付する辞令書の様式は別記第2、即応予備自衛官に交付する辞令書の様式は別記第3、予備自衛官補に交付する辞令書の様式は別記第4のとおりとする。

第2 辞令書の記入要領

辞令書の記入要領については、次の各号に定めるところによる。

- 1 「職又は所属」の欄には、発令される者が、特定の職に補せられている場合には、当該職名を記入し、その他の場合には部隊、部課室等の組織の名称を記入する。
ただし、新規採用の場合（他官庁の職員を採用する場合を除く。）には、記入しない。
- 2 「階級又は官級」の欄には、自衛官にあっては異動が生ずる際にその者の占める陸海空の階級を、その他の隊員及び他官庁の職員にあっては異動が生ずる際にその者が占める官の種類の名義又は公の名義及び職務の級を記入する。
- 3 「氏名」の欄には、発令をされる者の氏名を記入する。
- 4 「発令事項」の欄には、発令の内容を「発令事項の書式例」（別記第5）に従って記入する。
- 5 「発令日付」の欄には、発令をした年月日又は「発令事項」の欄に記入した事項が発生した年月日を記入する。
- 6 「任命権者」の欄には、任免権者、補職権者、その他当該人事発令の権限を有する者の職名及び氏名を記入し、官印を押す。
- 7 「指定階級」の欄には、発令される者が、継続任用、昇進、退職及び免職の際に指定されている陸海空の階級を記入する。
- 8 「指定部隊」の欄には、発令される者が、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第75条の3の規定により指定されている陸上自衛隊の部隊の名称を記入する。
- 9 一の隊員にかかる発令日を同じくする2以上の異動については、同一の辞令書によることができる。この場合には、これらの異動の内容を「発令事項」

の欄にあわせて記入するものとする。

- 10 自衛隊法第42条の規定によらないで隊員の意に反して降任又は免職処分を行う場合においては、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条に基づき、当該処分に対する取消訴訟の提起に関する事項を教示するため、下段に、以下の文言を付記するものとする。

「この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、提起しなければならない。ただし、この期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後は、提起することができない。」

以 上

別記第1

辞 令 書

職又は所属	26
階級又は官級	25
氏 名	22
発令事項	70 228
発令日付 平成 年 月 日	25
任命権者 職 氏 名 印	60
防 衛 省 (又は防衛装備庁) 170	

注1：大きさは、A4とする。

注2：単位は、ミリメートルとする。

別記第2

辞 令 書

指定階級	38
氏 名	35
発令事項	70 228
発令日付 平成 年 月 日	25
任命権者 職 氏 名 印	60
防 衛 省 170	

注1：大きさは、A4とする。

注2：単位は、ミリメートルとする。

別記第3

辞 令 書

指定部隊	26
指定階級	25
氏 名	22
発令事項	70 228
発令日付 平成 年 月 日	25
任命権者 職 氏 名 印	60
防 衛 省 170	

注1：大きさは、A4とする。
注2：単位は、ミリメートルとする。

別記第4

辞 令 書

氏 名	35
発令事項	70 190
発令日付 平成 年 月 日	25
任命権者 職 氏 名 印	60
防 衛 省 170	

注1：大きさは、A4とする。
注2：単位は、ミリメートルとする。

別記第5

発令事項の書式例

1 採用

(1) 常勤の隊員（自衛官候補生を除く。）

ア 「「階級」に任命する（任用期間何年）
何号俸を給する」

イ 「防衛事務官（大臣官房秘書課係員）に採用する
行政職（一）何級何号俸を給する」

ウ 「防衛大学校学生を命ずる」

注 防衛大臣が任免を行う自衛官であって、防衛大臣以外の者が補職を行うものについては、次の例により防衛省本省の施設等機関、統合幕僚監部、陸海空の自衛隊、情報本部、防衛監察本部又は地方防衛局に所属させる旨の発令を併せて行うものとする。

「2等海佐に任命する
30号俸を給する
海上自衛隊所属を命ずる」

(2) 非常勤の隊員（予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補を除く。）

ア 「職名（非常勤）を命ずる
月額（又は時間給）何円を給する」

イ 「職名（非常勤）を命ずる
任期は平成 年 月 日までとする
月額（日給又は時間給）何円を給する」

ウ 「職名（非常勤）を命ずる
勤務時間は1週間につき何時間とする
時間給何円を給する」

エ 「職名（非常勤）を命ずる
任期は平成 年 月 日までとする
勤務時間は1週間につき何時間とする
時間給何円を給する」

オ 「職名（期間業務隊員）を命ずる
任期は平成 年 月 日までとする
月額（日給又は時間給）何円を給する」

(3) 臨時的任用

「大臣官房秘書課秘書係長に臨時的に任用する
任期は平成 年 月 日までとする
行政職（一）何級何号俸を給する」

2 任官

「「階級」に任命する（任用期間何年）
何号俸を給する」

3 継続任用

「自衛隊法第36条第4項の規定により引き続き任用する」

4 任用期間の変更、延長及び更新

(1) 任用期間

「自衛隊法第36条第1項ただし書の規定により任用期間は3年とする」

(2) 延長

「自衛隊法第36条第5項の規定により任用期間を平成 年 月 日まで延長する」

(3) 更新

ア 「任用期間は平成 年 月 日までとする」

イ 「臨時的任用の期間は平成 年 月 日までとする」

5 勤務延長、期限の延長及び期限の繰上げ

(1) 勤務延長

「平成 年 月 日まで勤務延長する」

(2) 勤務延長の期限の延長

「勤務延長の期限を平成 年 月 日まで延長する」

(3) 勤務延長の期限の繰上げ

「勤務延長の期限を平成 年 月 日に繰上げる」

6 再任用及び任期の更新

(1) 再任用

「防衛事務官（大臣官房秘書課秘書係長）に再任用する
任期は平成 年 月 日までとする
行政職（一）何級とする」

(2) 再任用の任期の更新

「再任用の任期を平成 年 月 日まで更新する」

7 定年後の任用

「自衛隊法第45条第3項の規定により平成 年 月 日まで引き続き任用する」

8 昇任

ア 「「階級」に昇任させる
何号俸を給する」

イ 「「階級」に昇任させる（特別昇任）」

ウ 「大臣官房秘書課秘書係長に昇任させる
行政職（一）何級に昇格させる
何号俸を給する」

エ 「防衛部員（大臣官房秘書課部員）に昇任させる」

注 防衛省の職員の給与等に関する法律第5条第4項の規定により当該隊員の属する階級俸給の幅の最高額を超える俸給月額を支給する場合においては、特に何円と読み替えるものとする。以下同じ。

9 降任（自衛隊法第42条又は第42条の2の規定による隊員の意に反する降任及び懲戒処分によるものを除く。）

ア 「自衛隊法施行令第63条の規定により「階級」に降任させる

- 何号俸を給する」
- イ 「自衛隊法施行令第63条の規定により大臣官房秘書課係員に降任させる
行政職（一）何級に降格させる
何号俸を給する」
- ウ 「「階級」に降任させる
何号俸を給する」
- エ 「行政職（一）何級に降格させる
何号俸を給する」
- オ 「大臣官房秘書課秘書係長に降任させる
行政職（一）何級に降格させる
何号俸を給する」
- カ 「防衛事務官（大臣官房秘書課専門官）に降任させる」

10 異任

- ア 「西部方面総監部何部に異任させる」
- イ 「（艦艇）乗組を命ずる（異任）」
注 異任の場合は、補職の職又は部隊、部課室等の範囲までを記載する。
この場合、補職の発令は改めて要しない。

11 転任

- ア 「大臣官房秘書課秘書係長に転任させる」
- イ 「大臣官房付に転任させる」

12 転官

- ア 「「階級」に任命する
何号俸を給する」
- イ 「防衛教官（防衛医科大学校何部何科助教）に任命する
教育職（一）何級何号俸を給する」
注 アは、自衛官をその者の属する階級と同位の他の階級の自衛官に任命する場合（例：3等陸佐を3等空佐に任命する場合）及び自衛官以外の隊員を相応の階級の自衛官に任命する場合に用いる。

13 兼任

- (1) 兼任
「兼ねて防衛事務官に任命する」
注 任期を限る場合には、
「任期は平成 年 月 日までとする」と併記する。
- (2) 兼任の解除
「防衛技官の兼任を解除する」

14 併任

- (1) 併任
ア 「大臣官房秘書課秘書係長に併任する
併任の期間は平成 年 月 日までとする」
イ 「防衛部員（大臣官房秘書課部員）に併任する」
- (2) 併任の解除

「大臣官房秘書課秘書係長の併任を解除する」

15 国際平和協力隊への派遣

「何国際平和協力隊に派遣する

期間は平成 年 月 日までとする」

注 期間を変更する必要があるときは、次の例による。

「何国際平和協力隊への派遣の期間は平成 年 月 日までとする」

16 補職

(1) 通常の前職

ア 「陸上幕僚監部人事部厚生課長を命ずる」

イ 「海上幕僚監部人事教育部補任課勤務を命ずる」

ウ 「航空幕僚監部首席衛生官付を命ずる」

エ 「(艦艇)乗組を命ずる」

注 1 職及び勤務を命ずべき部課室等の単位は、別に指示されたところによる。

2 補職替えにより他の職を命じ、又は他の部隊、部課室等へ勤務を命ずる場合もこの例による。派遣自衛官の前職についても同様とする。

(2) 兼補

ア 「兼ねて統合幕僚学校長を命ずる」

イ 「兼ねて何基地司令を命ずる」

ウ 「兼ねて防衛政策局防衛政策課勤務を命ずる」

(3) 兼補の解除

ア 「何駐屯地司令の兼補を解く」

イ 「第1輸送航空隊の兼務を解く」

注 職をもって兼補されている者については、アの形式をもって、部隊部課室等の兼務を命ぜられている者については、イの形式をもって、兼補の解除を行う。

(4) 部内の委員会等の委員の発令

「海技審査委員会委員を命ずる(解く)」

注 1 専ら隊員をもって構成する委員会等の委員の発令について用いる。

2 一定の職にあることを条件として委員を命ぜられている隊員がその職が設けられている機関又は部隊以外の箇所に転勤を命ぜられた場合には、解任の発令は行わないものとする。

(5) 付の発令

ア 「海上幕僚監部総務部総務課付を命ずる」

イ 「海上幕僚監部付を命ずる」

ウ 「第1航空団付を命ずる」

エ 「自衛隊中央病院付を命ずる」

注 1 「付」の発令については、人事局長通知(人発1第107号。37.6.11)を参考とすること。

2 定年及び休職等の場合において、発令される者の地位に応じ、機

関又は部隊の部課室等に付配置する場合と、関係機関又は部隊そのものに付発令する場合があるが、この場合の基準としては、部課室等付にする場合は、発令される者の階級又は職務の級が当該部課室等の長より下位の場合であり、上位の場合には、関係の機関又は部隊そのものに付配置を行うものとする。

- 3 構成要員(準備要員を含む。)、入所入校、部外研修受講(人事管理に影響を及ぼさない短期研修を除く。)、内外の留学及び病院又は試験研究機関における実地修練等、を命ずるに際し、現補職を解く必要があるときは、上記の例により関係先又は発令元の部隊又は機関に付発令を行う。

17 事務取扱及び代理

(1) 期間を明示する場合

「何職「階級」(防衛事務官)氏名のアメリカ合衆国への出張不在の間(病気療養の間)(平成 年 月 日から平成 年(同年) 月 日まで)同(何)職事務取扱(代理)を命ずる」

注1 波線の部分は、選択的用語を併記した部分である。以下同じ。

2 抽象的な表現をもって期間を限る場合は、上記の例のように簡潔な表現を用いる。

3 期間を明示した場合は、事務取扱又は代理は期間満了をもって当然解任され、確認の発令は要しない。

4 期間を変更する必要があるときは、次の例による。

「何職事務取扱(代理)の期間は平成 年 月 日までとする」

(2) 期間を明示しない場合

「何職事務取扱(代理)を命ずる(解く)」

18 休職(自衛隊法第43条の規定による隊員の意に反する休職処分によるものを除く。)

(1) 心身の故障により長期の休養を要するため休職を命ずる場合

ア 「自衛隊法第43条第1号の規定により平成 年 月 日から平成 年(同年) 月 日までの間休職を命ずる

上記休職の期間中俸給、何手当及び何手当のそれぞれの100分の何を支給する」

イ 「自衛隊法第43条第1号の規定により平成 年 月 日から平成 年(同年) 月 日」までの間休職を命ずる

平成 年 月 日から平成 年(同年) 月 日までの間、俸給、何手当及び何手当のそれぞれの100分の何を支給する」

注1 アは休職期間と俸給等の支給期間が一致する場合、イはそれが一致しない場合である。

2 「何手当」とあるところは、その者に支給される手当の種類に応じ、扶養手当、営外手当、地域手当、期末手当等具体的に手当を記載する。

3 公務障害については、ア中「上記期間の休職中」とあるのは、「休職の期間中」とすることができる。

(2) 刑事事件に関し起訴されたため休職を命ずる場合

「自衛隊法第43条第2号の規定により休職を命ずる
休職の期間中俸給、何手当及び何手当のそれぞれの100分の何を支給する」

(3) その他の事由により休職を命ずる場合

「自衛隊法第43条及び同法施行令第56条第何号の規定により平成
年 月 日から平成 年（同年） 月 日までの間休職を命ずる
上記休職の期間中俸給、何手当及び何手当のそれぞれの100分の何
を支給する」

注 自衛隊法施行令第56条第3号に該当する場合は、休職の期間を記入
しないものとする。

(4) 休職期間を延長する場合

ア 「休職の期間は平成 年 月 日までとする
上記休職の期間中俸給、何手当及び何手当のそれぞれの100分の
何を支給する」

イ 「休職の期間は平成 年 月 日までとする
平成 年 月 日から平成 年（同年） 月 日までの間俸給、何
手当及び何手当のそれぞれの100分の何を支給する」

ウ 「休職の期間は平成 年 月 日までとする
給与は支給しない」

(5) 定員に欠員がないため復職させない場合

「自衛隊法施行令第58条の規定により引き続き休職を命ずる
上記による休職の期間中俸給、何手当及び何手当のそれぞれの100
分の何を支給する」

19 復職

ア 「復職を命ずる」

イ 「復職した」

注 イは休職期間の満了により復職した場合に用いる。

20 失職

「自衛隊法第38条第1項第何号の規定に該当して平成 年 月 日失職
した」

21 退職

(1) 依願退職

「退職を承認する」

(2) 傷病、応募認定又は事務都合による退職

「退職を承認する（傷病）（応募認定）（事務都合）」

注1 傷病による退職とは、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第1
28号）第81条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の
状態にある傷病により退職することをいう。

2 応募認定による退職とは、国家公務員退職手当法（昭和28年法律
第182号）第8条の2第5項に規定する認定を受けて同条第8項第
3号に規定する退職すべき期日に退職することをいう。

3 事務都合による退職とは、国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第3条第4号に掲げる職を職員の配置等の事務の都合により定年に達する日前に退職することをいう。

4 括弧の部分は辞令書には記載しない。

(3) 定年退職

ア 「定年退職」

イ 「自衛隊法第44条の2第1項の規定により平成 年 月 日限り定年退職」

注 アは、自衛官の場合、イは自衛官以外の隊員の場合に用いる。

(4) 任期満了による退職

「任期満了退職」

(5) 勤務延長の期限の到来による退職

「自衛隊法第44条の3の規定による期限の到来により平成 年 月 日限り退職」

(6) 再任用の任期の満了による退職

「自衛隊法第44条の4の規定による任期の満了により平成 年 月 日限り退職」

(7) 防衛省以外の国家機関等への出向

「何省（庁）へ出向させる」

注 他の任命権者が兼任又は併任することに同意を与えた場合には、「（兼任）」又は「（併任）」を末尾に加える。

22 免職（自衛隊法第42条の規定による隊員の意に反する免職処分及び懲戒処分によるものを除く。）

ア 「自衛隊法施行令第63条の規定により 1等陸佐 を免ずる」

イ 「自衛隊法施行令第63条の規定により 防衛事務官（大臣官房秘書課秘書係長） を免ずる」

23 防衛省本省又は防衛装備庁への出向

「防衛省（又は防衛装備庁）へ出向させる」

注1 防衛省本省に属する隊員（自衛官を除く。）を昇任、降任、転任又は併任により防衛装備庁に置かれる官職（自衛隊法第30条の2第1項第6号に規定する幹部職を除く。）に任命する場合又は防衛装備庁に属する隊員（自衛官及び同号に規定する幹部隊員を除く。）を昇任、降任、転任又は併任により防衛省本省に置かれる官職に任命する場合に、当該隊員の任命権者が発令する。

2 併任の場合には「（併任）」を末尾に加える。

24 入所、入校及び教育入隊

ア 「防衛研究所に入所を命ずる（第何期何課程）」

イ 「陸上自衛隊富士学校に入校を命ずる（何課程）」

ウ 「何部隊に教育入隊を命ずる（何課程）」

エ 「防衛大学校研究科において研修を命ずる」

オ 「自衛隊中央病院診療放射線技師養成所において研修を命ずる」

注1 途中で入所、入校、教育入隊を取りやめる場合は、次の例による。
「入所（入校、教育入隊）を取り消す」

2 期間を明示する必要があるときは、書式の初めに「平成 年 月

日から平成 年（同年） 月 日まで」を記入する。

- 25 防衛省以外の機関における研修（部外研修）
「平成 年 月 日から平成 年（同年） 月 日までの間（機関名）に
おいて研修を命ずる（何課程、何専攻）（何研修の受講を命ずる）」
注 研修の期間を変更する場合は次の例による。
「研修の期間は平成 年 月 日までとする」
- 26 医師法による臨床研修
「平成 年 月 日から平成 年（同年） 月 日までの間（施設名）に
おいて臨床研修を命ずる」
注 臨床研修の期間を変更する場合は次の例による。
「臨床研修の期間は平成 年 月 日までとする」
- 27 特別の地位（身分関係）の設立
ア 「一般（飛行）幹部候補生を命ずる」
イ 「警務官を命（免）ずる」
注 曹候補士、一般曹候補生、航空学生及び生徒陸曹候補生についても同
様とする。
- 28 国外出張
「何の研究（研修、視察、会議出席）のため平成 年 月 日から平成
年（同年） 月 日までの間何国に出張を命ずる」
注 1 出張が2カ国以上にわたるときは、旅行予定の順に国名を記載する。
2 国名は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務
員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号）別表第1の「位置」
欄中における国名による。
3 出張の期間を変更する場合は次の例による。
「出張の期間は平成 年 月 日までとする」
- 29 昇格
「行政職（一）何級に昇格させる
何号俸を給する」
- 30 降格
「自衛隊法第42条第何号の規定により行政職（一）何級に降格させる
何号俸を給する」
- 31 昇給
ア 「何号俸を給する」
イ 「何号俸を給する（平成18年防衛庁訓令第64号第2条第1項第何号
による昇給）」
ウ 「何号俸を給する（平成18年防衛庁訓令第64号第5条第何号による
昇給）」
エ 「何号俸を給する（平成18年防衛庁訓令第64号第6条による昇給）」
注 アは、防衛省の職員の昇給の基準等に関する訓令（平成18年防衛庁訓
令第64号）第2条第1項各号、第5条各号及び第6条に掲げる場合以

外の事由に基づき昇給させる場合に用いるものとする。

32 復職時における俸給月額調整

- ア 「防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第6条の23の規定により何号俸を給する」
- イ 「防衛省の職員の育児休業等に関する政令第1条の規定により何号俸を給する」

33 同じ職務の級における初任給基準を異にする異動

「何号俸を給する（初任給基準を異にする異動）」

34 俸給表の適用を異にする異動

- ア 「行政職(一)何級何号俸を給する」
 - イ 「研究職何級何号俸を給する」
- 注 本項は、同一任命権者の下における異動に限る。

35 自衛官候補生

- (1) 採用
「自衛官候補生を命ずる（任用期間3月）」
- (2) 教育入隊
「何部隊に教育入隊を命ずる（何課程）」
- (3) 任用期間の延長
「自衛隊法施行規則第27条の3ただし書の規定に基づき、任用期間を延長する（任用期間は平成 年 月 日までとする）」
- (4) 依願退職
「退職を承認する」
- (5) 任期满了による退職
「任期满了退職」
- (6) 免職
「自衛官候補生を免ずる」

36 予備自衛官

- (1) 採用
「予備自衛官に採用する
「階級」の階級を指定する」
- (2) 継続任用
「自衛隊法第68条第2項の規定により引き続き任用する」
- (3) 昇進
「「階級」の階級を指定する（昇進）」
- (4) 転官
「予備自衛官に任命する」
「階級」の階級を指定する」
- (5) 退職
 - ア 「退職を承認する」
 - イ 「任期满了退職」

注 イは任期满了による退職時の場合に用いる。
- (6) 免職

「予備自衛官を免ずる」

37 即応予備自衛官

- (1) 採用
「即応予備自衛官に任命する」
「階級」の階級を指定する」
- (2) 継続任用
「自衛隊法第75条の8において準用する第68条第2項の規定により引き続き任用する」
- (3) 昇進
「「階級」の階級を指定する（昇進）」
- (4) 部隊の指定
「(連隊)を指定する」
- (5) 退職
「退職を承認する」
- (6) 免職
「即応予備自衛官を免ずる」

38 予備自衛官補

- (1) 採用
「予備自衛官補に採用する」
- (2) 修了期限の延長
「自衛隊法第75条の10第1項の規定に基づき、教育訓練の修了期限を延長する」
- (3) 昇進
「「階級」の階級を指定する（昇進）」
- (4) 部隊の指定
「(連隊)を指定する」
- (5) 退職
「退職を承認する」
- (6) 免職
「予備自衛官補を免ずる」

39 任期付隊員

- (1) 採用
「防衛事務官（大臣官房秘書課秘書係長）に採用する（自衛隊法第36条の2第2項による）
任期は平成 年 月 日までとする
行政職（一）何級何号俸を給する」
- (2) 任期の更新
「任期を平成 年 月 日まで更新する」
- (3) 任期の満了
「任期の満了により平成 年 月 日限り退職した」

40 心得

「防衛大学校何部何課長心得を命ずる」

注 心得の発令は、自衛官以外の隊員について、当該職員が現に占める職務

の級より上位の職務の級の者が就くべき官職に命ずる場合等で、当該隊員の経歴、部内の他の隊員との均衡上から必要な場合に用いる。

以 上